

平成 26 年 2 月 21 日

法制審議会新時代の刑事司法制度特別部会発言要旨

公益社団法人被害者支援都民センター理事 大久保恵美子

○通信傍受の合理化・効率化、会話傍受

通信傍受の積極的な活用は時代の要請でもあるため、「第 1」の制度概要に示されている、1の(1)～(3)を対象犯罪に加えることは当然のことである。また、組織性の要件の要否については、B案とすべきである。

また、P22の「対象犯罪に追加することが考えられる犯罪」についても、時代の要請に即し、新たな被害者を出さないようにするためにも、更に対象とすべき犯罪がないか検討すべきと考える。

そして、通信傍受をより積極的に活用できるようにするため、「第 2」、「第 3」の仕組みについても、ぜひとも採用すべきである。

さらに、会話傍受でなければ効果的な証拠収集ができない場合もあると思われるため、会話傍受も積極的に導入すべきだと考える。

○被疑者国選弁護制度の拡充

平成 20 年度以降、被疑者国選弁護報酬額は、平成 20 年度：約 4 億 5020 万円、21 年度：約 35 億 5748 万円、22 年度：約 46 億 5473 万円、23 年度：約 51 億 277 万円、24 年度：約 54 億 9524 万円と年々増加し、25 年度の予算額は約 56 億 4700 万円にのぼり、26 年度予算案には、約 60 億 6900 万円が計上されている。弁護費用を被告人に負担させる割合も非常に低いとされる中で、さらに対象事件を拡大することに、被害者は強い不公平感と危機感を抱く。

被疑者に弁護人がついた途端、黙秘させ、否認させ、虚偽供述をさせる弁護手法に、被害者は司法への信頼感を失い深く傷つく現状がある。弁護士誰もが「犯罪被害者国選弁護士も弁護士の重要な仕事です」と直ぐに応えるようになった時、被害者も国民も被疑者国選弁護の対象事件を拡大することの検討には納得する。

○犯罪被害者等及び証人を支援・保護するための方策の拡充

第 1 の「ビデオリンク方式による証人尋問の拡充」は、制度概要にあるように、被害者が安心して安全に証言ができ、精神的な回復を阻害しないためにも必要である。証人においても同様である。

ただし、制度を導入しても被告人に異議がある時は実施できないこととしてしまったのでは、制度を設けた意味がなくなるため、当事者に異議がないこと

は不要とする制度にしていきたいと思います。

第2の「被害者等の捜査段階での供述の録音・録画媒体の公判での活用」は、被害者が自らの被害体験を公開の法廷で証言しなくても済み、心理的な負担の軽減になる。単に取り調べや尋問の回数の負担の問題ではなく、自ら選択できる選択肢があると言うことが安心感につながり精神的回復に寄与する。

また、被害者の尋問の様子を記録した媒体には、被害者の表情、態度が克明に記録され、証言の内容にも、被害者が誰にも知られたくない事実や、無かったことにしたい事実等が含まれているので、確実に外部に漏れない仕組みが必要であるため、記録媒体の謄写を禁止する仕組みとするべきである。

第3の「証人に関する情報の保護」のうち、1の「証人の氏名及び住居の開示に係る代替措置」については、国民が安心して刑事裁判に協力できるよう、ぜひ、証人の氏名や住所を被告人側に教えなくても済む制度を導入して頂きたい。

制度化に当たっては、その目的を達成する為に弁護人にも教えないことのできる仕組みにしていきたいと思います。信用できない弁護士ばかりではないことは承知しているが、被害者・証人からみれば弁護人から被告人や関係者に情報が洩れてしまうのではないかという不安は拭いきれない。また、住所だけでなく氏名も知られないようにすることができる仕組みにすべきである。したがって、B案ではなくA案をとるべきである。

2の「公開の法廷における証人の氏名等の秘匿」については、単に傍聴人に対して氏名等を秘匿するものであるため、被告人の防御権には何ら影響がないはずであり、ぜひ導入をお願いしたい。

○公判廷に顕出される証拠が真正なものであることを担保するための方策等

第3の「被告人の虚偽供述に対する制裁」について、示された制度案では、被告人質問を廃止して、被告人に証人適格を認めるという制度であるが、現行の被害者参加人等による質問と同様の範囲・要件で被告人の尋問が認められるとされている。しかし、被告人が証人にならない選択をした場合、被害者参加人等は被告人に尋問する機会を得ることが出来ないことになってしまうのではないか。その結果、被害者参加制度によって認められた被害者等の権利が狭められるようになるのであれば決して容認できない。

さらに、本制度は被告人の虚偽供述によって、被害者が一番望んでいる事案の真相解明が妨げられることから、これを防止するために必要だと考えられたものであるはずが、被告人に証人適格を認めることによって「被告人の黙秘の増加」が懸念されるのであれば、目的に逆行してしまう。

したがって、被告人の虚偽供述に制裁を科す必要はあると考えるが、被害者

が望む事案の解明の途が閉ざされ精神的回復に支障をきたすばかりでなく、血のにじむ努力で得た被害者参加制度の権利まで狭められかねない制度では受け入れることはできない。是非、被告人に公判での真実の供述を促し、仮に虚偽の供述をした場合には、相応に罰せられる制度を検討していただきたい。